

基安安発0405第1号
令和6年4月5日

建設業労働災害防止協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

規格不適合の墜落制止用器具について（注意喚起）

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成31年に高所作業において使用される墜落防止用の保護具は原則としてフルハーネス型を使用することとする法令改正を行いました。

このうち、墜落制止用器具の規格（平成31年厚生労働省告示第11号。以下「構造規格」という。）については令和4年1月1日をもって経過措置期間が終了し、令和4年1月2日から完全適用されました。

厚生労働省では、販売されている墜落制止用器具の安全性を確保するため、構造、性能、強度等を試験する、買取試験を実施しています。

今般、買取試験を行った墜落制止用器具の一部の製品について、構造規格を満たしていないことが判明したため、別添のとおり公表しました。

貴団体におかれましても、貴団体会員等に対して、下記の墜落制止用器具の製造、輸入、販売及び使用に当たって留意すべき事項の周知を徹底いただくとともに、墜落制止用器具の適切な製造、輸入、販売及び使用につきまして、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

構造規格第9条には、墜落制止用器具の見やすい箇所に、墜落制止用器具の種類、製造者名及び製造年月を表示すべきことが定められ、またショックアブソーバの見やすい箇所に、ショックアブソーバの種別、最大の自由落下距離、使用可能な重量及び落下距離を表示すべきことが定められています。

1 製造者の実施事項

製造に当たっては、構造規格で定められた試験を行った上で必要な事項を表示してください。

2 輸入者、販売者及び使用者の実施事項

輸入、販売及び使用に当たっては、定められた事項が適切に表示されているか確認してください。

適切な表示がない製品は、必要な性能を有していないおそれがあり、法令違反となりますので、輸入、販売及び使用を中止し、直ちに所轄の労働基準監督署に報告するとともに、販売者におかれましては、販売済みのものを回収してください。

以上

令和6年4月5日

【照会先】

労働基準局安全衛生部安全課

課 長 小沼 宏治

外国安全衛生機関検査官 鈴木 一聡（内線 5485）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)3225

報道関係者 各位

規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収について

皆さまの安全を守るため適正な墜落制止用器具を使用してください

厚生労働省は、高所作業等の際に使用が義務付けられている墜落制止用器具（安全帯）の安全性を確認するため、国内で販売されている製品の構造、性能、強度等の試験を行う買取試験を実施しています。

令和5年度の買取試験※1の結果、一部製品に墜落制止用器具の規格※2（以下「規格」）で定める構造、性能、強度等の要件を満たしていないものが確認されました。規格で定める要件を満たしていない製品が使用された場合には、労働災害等の発生につながるおそれがあることから、厚生労働省では、販売者に対して当該製品の回収を要請するとともに、使用を中止するよう広く注意喚起するため、ウェブサイトでその事実を公表しています。

※1 フルハーネス型40種、胴ベルト型10種を対象に実施

※2 墜落制止用器具（安全帯）が具備すべき構造・性能・強度等を定めた告示。平成31年厚生労働省告示第11号。厚生労働省は、墜落制止用器具（安全帯）は一定の高さ以上ではフルハーネス型を使用することとする法令及び規格改正を実施している。規格は令和4年1月1日で経過措置期間が終了し、翌1月2日から全面適用している。

これらの規格で定める要件を満たしていない製品は、労働安全衛生法の規定により、高所作業等の際に使用する墜落制止用器具として製造、販売、使用が禁止されています。厚生労働省では、メーカー、ユーザー、販売業者の関係団体に対し、注意喚起の通達を発出し、高所作業等を行う場合は規格に適合した墜落制止用器具を使用するよう呼びかけています。

○規格で定める要件を満たしていなかった墜落制止用器具

No	メーカー	製品の種類・型番（販売者）
1	株式会社データコンプレッションズ	フルハーネス・HS2201-SA1（株式会社データコンプレッションズ） ランヤード・HS2201-SA1（株式会社データコンプレッションズ）

2	株式会社正真	フルハーネス・型番無し（株式会社正真） ランヤード・型番無し（株式会社正真）
3	株式会社TOWA	ランヤード・TWNHLY150A (Lot. T2301に限る。)(株式会社TOWA)
4	合同会社ログソルJAPAN	ランヤード・LOG-H1 01（合同会社ログソルJAPAN）
5	株式会社NTR	ランヤード・KB02（株式会社コンプリート） ランヤード・EJP21（光円電工） ランヤード・型番無し（XBEN） ランヤード・KB02（QAZKOKO） 胴ベルト型・TB-KD-18（光円電工） 胴ベルト型・GJ-HSC-01（光円電工）
6	IIWOJ	ランヤード・TW-WJ-06（IIWOJ）
7	Shandong Guangjia Rope Net Co., LTD.	胴ベルト型・TB-KD-14（光円電工） 胴ベルト型・TB-WJ-02（IIWOJ） 胴ベルト型・型番無し（FODME）

○規格で定める要件を満たしていなかった墜落制止用器具についてのお問い合わせ
購入した商品に関するお問い合わせは、メーカー又は販売者をお願いします。

○その他墜落制止用器具についてのお問い合わせ

お持ちの墜落制止用器具が法令要件を満たしているかなどの商品に関するお問い合わせは、各メーカーをお願いします。

別添 国家規格で定める要件を満たしていないことが判明した墜落制止用器具の詳細

No. 1-1

- 1 メーカー：株式会社データコンプレッションズ
- 2 製品の種類・型番：フルハーネス・HS2201-SA1
- 3 販売者情報：株式会社データコンプレッションズ（栃木県那須塩原市三島二丁目 14 番 13 号、0287-48-7531）
- 4 要件に適合しない内容：
脚部、頭部から先に落下させたとき、落下後の動的トルソーの中心線とランヤードとのなす角度が動的トルソーの頸部を上方として 45° を超えてはならない。（墜落制止用器具の規格第 8 条第 2 項）
脚部、頭部から先に落下させたとき、動的トルソーを保持しなければならないこと。（墜落制止用器具の規格第 4 条）
バックルによる連結部は、6.0kN 以下の力でベルトなどが離脱したり、破損によって結合が解除されてはならないこと。（JIS T 8165 6.1.2 b）
フルハーネスは、順方向引張では 15.0kN、逆方向引張では 10.0kN 以下の力で破断してはならないこと（墜落制止用器具の規格第 4 条）



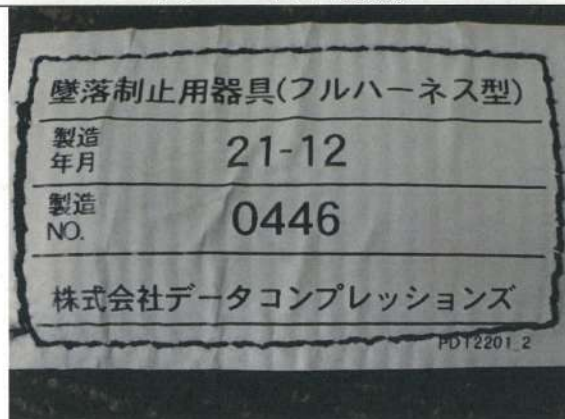
パッケージ



フルハーネス（前側）



フルハーネス（後側）



表示

No. 1-2

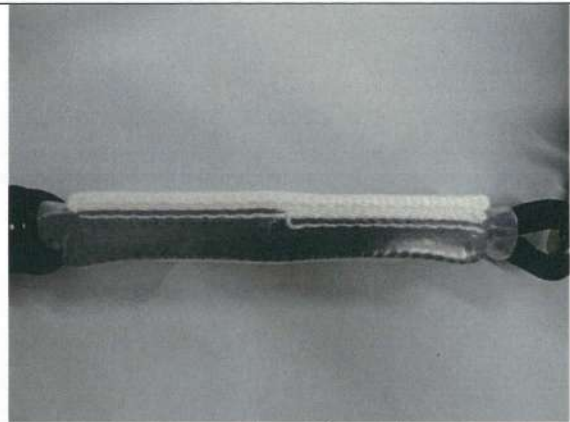
- 1 メーカー：株式会社データコンプレッションズ
- 2 製品の種類・型番：ランヤード・HS2201-SA1
- 3 販売者情報：株式会社データコンプレッションズ（栃木県那須塩原市三島二丁目 14 番 13 号、0287-48-7531）
- 4 要件に適合しない内容：
コネクタの外れ止め装置は、縦方向に 1.0kN の力を加えたとき、外れ止め装置とかぎ部先端との隙間に $\phi 3\text{mm}$ のピンゲージが通ってはならないこと。（JIS T 8165 6.1.3 b) 2)）



パッケージ



ランヤード



ショックアブソーバ



表示

No. 2-1

- 1 メーカー：株式会社正真
- 2 製品の種類・型番：フルハーネス・型番無し
- 3 販売者情報：株式会社正真（福岡県北九州市八幡西区陣原1丁目1番68号、093-641-3456）
問い合わせ可能日時：平日9:00~16:00
販売者は、自主的に販売先への通知及び回収作業を行っている。
- 4 要件に適合しない内容：
トルソーを使用し、落下試験を行なった場合において、トルソーの中心線とランヤードとのなす角度がトルソーの頸部を上方として45度を超えないものでなければならない。（墜落制止用器具の規格第8条第2項）
試験結果：3回試験中
1回目 65° / 2回目 80° / 3回目 23°



フルハーネス（前側）



フルハーネス（後側）



表示

- 1 メーカー：株式会社正真
- 2 製品の種類・型番：ランヤード・型番無し
- 3 販売者情報：株式会社正真（福岡県北九州市八幡西区陣原1丁目1番68号、093-641-3456）
問い合わせ可能日時：平日 9:00～16:00
販売者は、自主的に販売先への通知及び回収作業を行っている。
- 4 要件に適合しない内容：
ロック装置を有する巻取り器にあつては、6.0kN の引張荷重を掛けた場合において、ロック装置の機能を失わないこと。（墜落制止用器具の規格第4条）
試験結果：3回試験中
1回目 5.9kN / 2回目 適合 / 3回目 適合



ランヤード



巻取り器からストラップを引き出した状態



ショックアブソーバ



表示

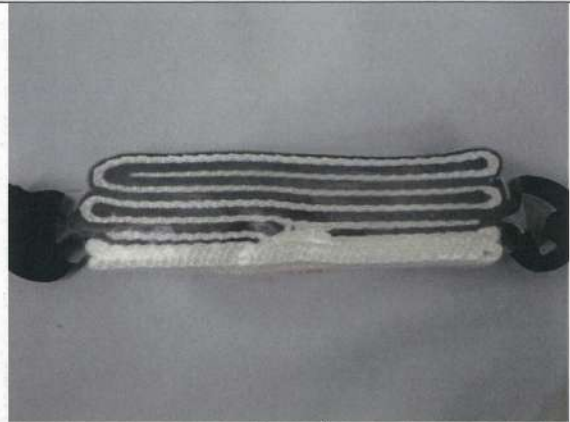
- 1 メーカー：株式会社TOWA
- 2 製品の種類・型番：ランヤード・TWNHLY150A（販売数：200個）
- 3 販売者情報：株式会社TOWA（東京都墨田区緑1-4-10、03-5600-9520）
販売者は、自主的に販売先へ通知し、回収作業を開始しており、規格適合品と交換している。
- 4 要件に適合しない内容：
ショックアブソーバは、15.0kN以下の力で破断してはならないこと。（墜落制止用器具の規格第4条）



パッケージ



ランヤード



ショックアブソーバ



表示（ショックアブソーバ）



表示（タグ）

No. 4

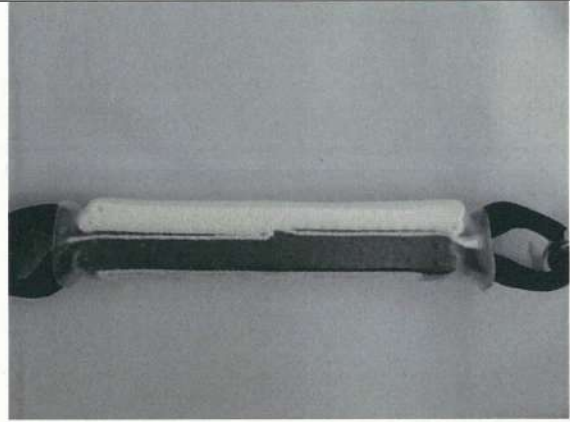
- 1 メーカー：合同会社ログソル JAPAN
- 2 製品の種類・型番：ランヤード・LOG-H1 01
- 3 販売者情報：合同会社ログソル JAPAN（岡山県岡山市北区原 1201 番地 7、086-897-0337）
- 4 要件に適合しない内容：
ショックアブソーバは、15.0kN以下の力で破断してはならないこと。（墜落制止用器具の規格第4条）



パッケージ



ランヤード



ショックアブソーバ



表示

- 1 メーカー：株式会社NTR
- 2 製品の種類・型番：ランヤード・KB02
- 3 販売者情報：株式会社コンプリート（埼玉県川口市大字安行北谷 616-3、080-4633-1988）
- 4 要件に適合しない内容：
コネクタの外れ止め装置は、縦方向に 1.0kN の力を加えたとき、外れ止め装置とかぎ部先端との隙間に $\phi 3\text{mm}$ のピンゲージが通ってはならないこと。（JIS T 8165 6.1.3 b) 2)）



パッケージ



ランヤード



ショックアブソーバ



表示

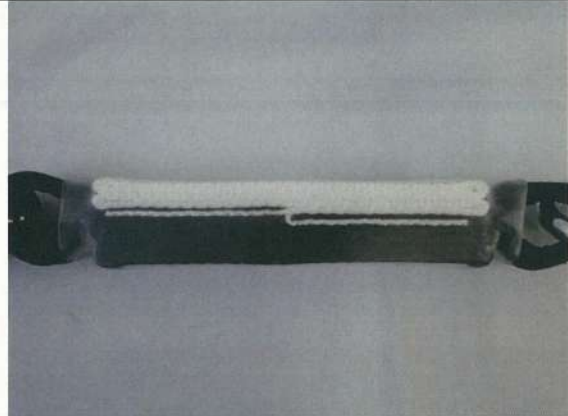
- 1 メーカー：株式会社NTR
- 2 製品の種類・型番：ランヤード・EJP21
- 3 販売者情報：光岡電工（shandongguangjiashengwangyouxiangongsi、+8615854357299）
- 4 要件に適合しない内容：
コネクタは、タイプ2は20.0kN以下で破断せず、また、破断しない場合であっても、その機能を失うほどに変形せず、かつ、外れ止め装置の機能を失ってはならないこと。（墜落制止用器具の規格第4条）
コネクタの外れ止め装置は、縦方向に1.0kNの力を加えたとき、外れ止め装置とかぎ部先端との隙間にφ3mmのピンゲージが通ってはならないこと。（JIS T 8165 6.1.3 b) 2)）



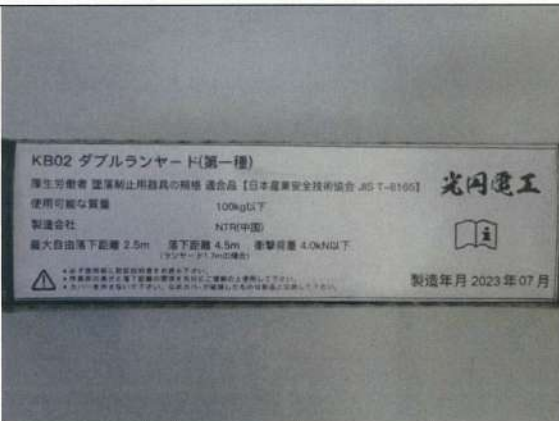
パッケージ




ランヤード



ショックアブソーバ



表示

KB02 ダブルランヤード(第一種)
墜落制止用器具の規格 適合品【日本産業安全技術協会 JIS T-8165】 光岡電工
使用可能な質量 100kg以下
製造会社 NTR(中国) 
最大自由落下距離 2.5m 落下距離 4.5m 衝撃荷重 4.0kN以下
(ランヤード T-8165規格)
製造年月 2023年07月

- 1 メーカー：株式会社NTR
- 2 製品の種類・型番：ランヤード・型番無し
- 3 販売者情報：XBEN (Hunan Xi Bei home Trading Co. Ltd.、+8618684662135)
- 4 要件に適合しない内容：
コネクタの外れ止め装置は、縦方向に 1.0kN の力を加えたとき、外れ止め装置とかぎ部先端との隙間に $\phi 3\text{mm}$ のピンゲージが通ってはならないこと。(JIS T 8165 6.1.3 b) 2))



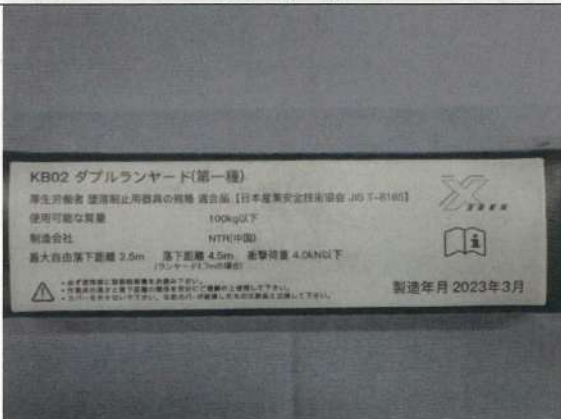
パッケージ



ランヤード



ショックアブソーバ



表示

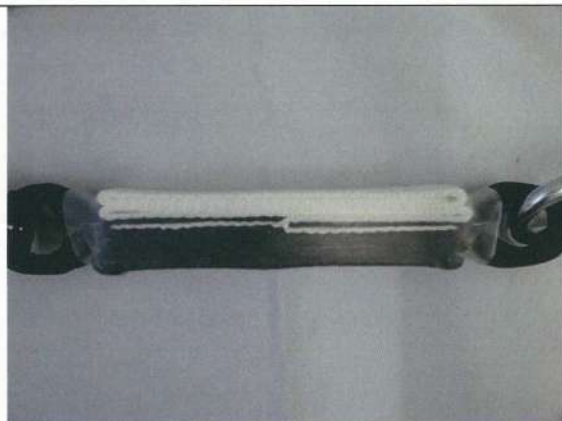
- 1 メーカー：株式会社NTR
- 2 製品の種類・型番：ランヤード・KB02
- 3 販売者情報：QAZKOKO（青村镇李窑村 930 号上海市奉贤区上海市 201400CN、+8615321049403）
- 4 要件に適合しない内容：
コネクタの外れ止め装置は、縦方向に 1.0kN の力を加えたとき、外れ止め装置とかぎ部先端との隙間に $\phi 3\text{mm}$ のピンゲージが通ってはならないこと。（JIS T 8165 6.1.3 b) 2)）



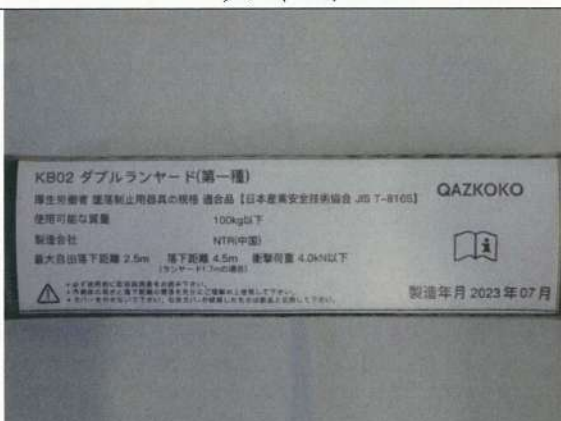
パッケージ



ランヤード



ショックアブソーバ



表示

KB02 ダブルランヤード(第一種) QAZKOKO
厚生労働省 墜落制止用器具の規格 適合品【日本産業安全技術協会 JIS T-8165】
使用可能な質量 100kg以下
製造会社 NTR(中国)
最大自由落下距離 2.5m 落下距離 4.5m 衝撃荷重 4.0kN以下
(ランヤード1.5mの長さ)
製造年月 2023年07月

- 1 メーカー：株式会社NTR
- 2 製品の種類・型番：胴ベルト型・TB-KD-18
- 3 販売者情報：光岡電工（shandongguangjiashengwangyouxiangongsi、+8615854357299）
- 4 要件に適合しない内容：
 - バックルによる連結部は、8.0kN以下の力でベルトなどが離脱したり、破損によって結合が解除されてはならないこと。（JIS T 8165 6.1.2 b）
 - コネクタの外れ止め装置は、縦方向に1.0kNの力を加えたとき、外れ止め装置とかぎ部先端との隙間にφ3mmのピンゲージが通ってはならないこと。（JIS T 8165 6.1.3 b) 2))



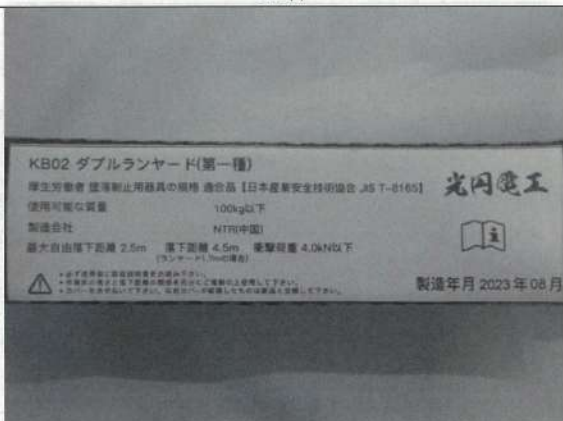
パッケージ



全体



ショックアブソーバ



表示（ショックアブソーバ）



表示（ベルト）

- 1 メーカー：株式会社N T R
- 2 製品の種類・型番：胴ベルト型・GJ-HSC-01
- 3 販売者情報：光円電工（shandongguangjiashengwangyouxiangongsi、+8615854357299）
- 4 要件に適合しない内容：
 - コネクタの外れ止め装置は、縦方向に 1.0kN の力を加えたとき、外れ止め装置とかぎ部先端との隙間に $\phi 3\text{mm}$ のピンゲージが通ってはならないこと。（JIS T 8165 6.1.3 b) 2)）
 - ストラップ及び繊維ロープは、15.0kN 以下の力で破断してはならないこと。（墜落制止用器具の規格第 4 条）



パッケージ



全体



巻取器からストラップを引き出した状態



ショックアブソーバ



表示（ショックアブソーバ）



表示（ベルト）

- 1 メーカー：IIWOJ
- 2 製品の種類・型番：ランヤード・TW-WL-06
- 3 販売者情報：IIWOJ (LinXianYangBaoYiChuJuJieJuDian、+8618603453587)
- 4 要件に適合しない内容：
コネクタの外れ止め装置は、縦方向に 1.0kN の力を加えたとき、外れ止め装置とかぎ部先端との隙間に $\phi 3\text{mm}$ のピンゲージが通ってはならないこと。(JIS T 8165 6.1.3 b) 2))



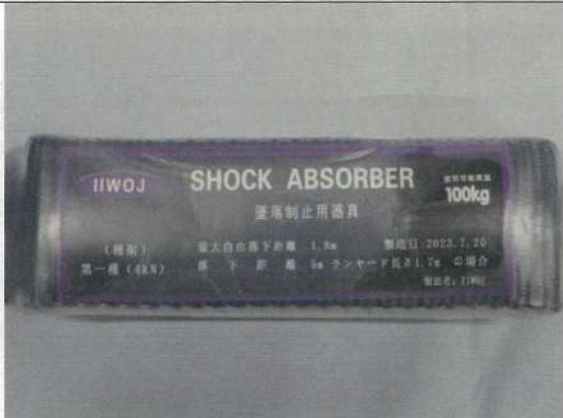
パッケージ



ランヤード



ショックアブソーバ



表示

No. 7-1

- 1 メーカー：Shandong Guangjia Rope Net Co., LTD.
- 2 製品の種類・型番：胴ベルト型・TB-KD-14
- 3 販売者情報：光円電工（shandongguangjiashengwangyouxiangongsi、+8615854357299）
- 4 要件に適合しない内容：
コネクタの外れ止め装置は、縦方向に 1.0kN の力を加えたとき、外れ止め装置とかぎ部先端との隙間に $\phi 3\text{mm}$ のピンゲージが通ってはならないこと。（JIS T 8165 6.1.3 b) 2)）



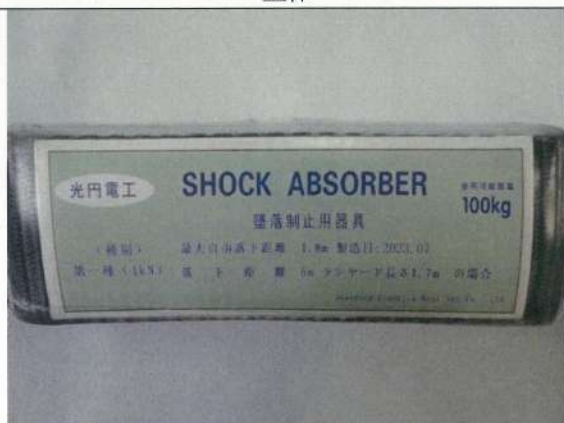
パッケージ



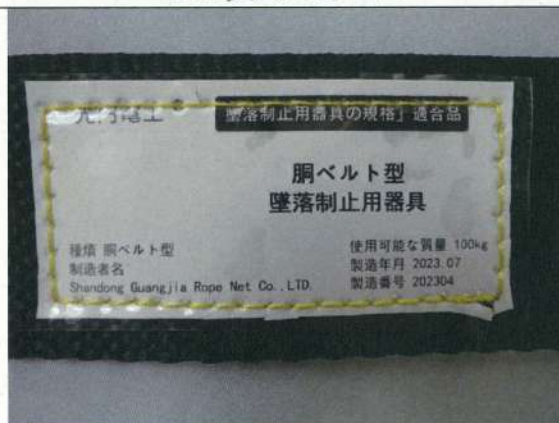
全体



ショックアブソーバ



表示 (ショックアブソーバ)



表示 (ベルト)

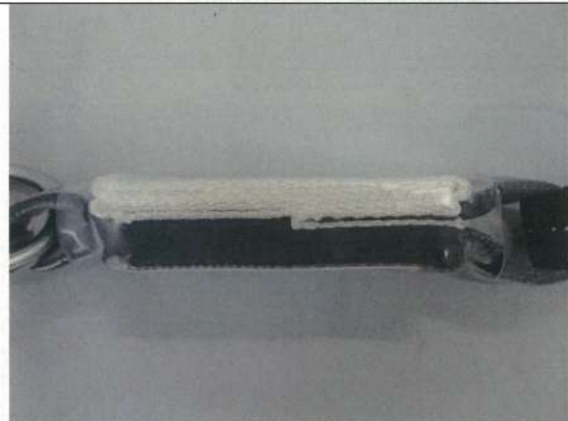
- 1 メーカー：Shandong Guangjia Rope Net Co., LTD.
- 2 製品の種類・型番：胴ベルト型・TB-WJ-02
- 3 販売者情報：IIWOJ (LinXianYangBaoYiChuJuJieJuDian、+8618603453587)
- 4 要件に適合しない内容：
 - バックルによる連結部は、8.0kN 以下の力でベルトなどが離脱したり、破損によって結合が解除されてはならないこと。(JIS T 8165 6.1.2 b)
 - コネクタの外れ止め装置は、縦方向に 1.0kN の力を加えたとき、外れ止め装置とかぎ部先端との隙間に $\phi 3\text{mm}$ のピンゲージが通ってはならないこと。(JIS T 8165 6.1.3 b) 2))



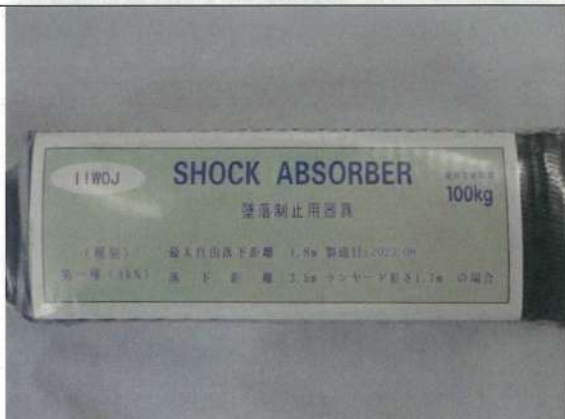
パッケージ



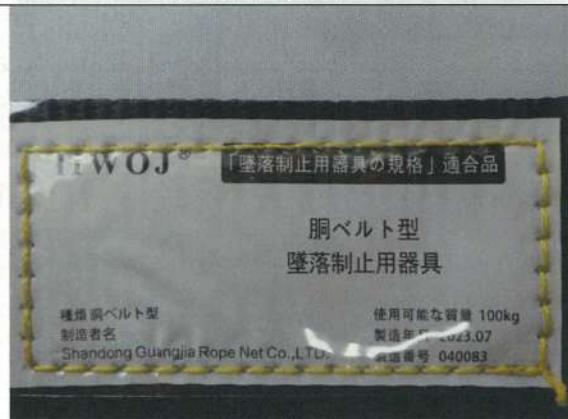
全体



ショックアブソーバ



表示 (ショックアブソーバ)



表示 (ベルト)

- 1 メーカー：Shandong Guangjia Rope Net Co., LTD.
- 2 製品の種類・型番：胴ベルト型・型番無し
- 3 販売者情報：FODME（人民南路 68 号蓝天市场二楼 151 号太原市小店区山西省 030000CN、+8617836600760）
- 4 要件に適合しない内容：
 - バックルによる連結部は、8.0kN 以下の力でベルトなどが離脱したり、破損によって結合が解除されてはならないこと。（JIS T 8165 6.1.2 b）
 - ストラップ及び繊維ロープは、15.0kN 以下の力で破断してはならないこと。（墜落制止用器具の規格第 4 条）
 - コネクタの外れ止め装置は、縦方向に 1.0kN の力を加えたとき、外れ止め装置とかぎ部先端との隙間に $\phi 3\text{mm}$ のピンゲージが通ってはならないこと。（JIS T 8165 6.1.3 b）2）



パッケージ



全体



巻取器からストラップを引き出した状態



ショックアブソーバ